

○農林水産省告示第三百五十二号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第
 二十五条第一項の規定により、次のように保安林
 の指定をする。
 平成二十六年三月三日

農林水産大臣 林 芳正
 一 保安林の所在場所 徳島県三好市東祖谷榎尾
 五七六の一、五七六の三から五七六の五まで、
 五九九の一、五九九の四
 二 指定の目的 土砂の流出の防備
 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
 1 次の森林については、主伐は、択伐によ
 る。
 東祖谷榎尾五七六の一・五七六の三から
 五七六の五まで・五九九の一・五九九の四
 （以上六筆について次の図に示す部分に限
 る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐
 採種を定めぬ。
 3 主伐として伐採をすることが出来る立木
 は、当該立木の所在する市町村に係る市町
 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の
 ものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
 及び樹種 次のとおりとする。
 (二) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、そ
 の図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に
 備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百五十三号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第
 二十五条第一項の規定により、次のように保安林
 の指定をする。
 平成二十六年三月三日

農林水産大臣 林 芳正
 一 保安林の所在場所 徳島県三好市東祖谷榎尾
 五五〇の一、五五一の一四、五七〇の一
 二 指定の目的 土砂の流出の防備
 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
 1 次の森林については、主伐は、択伐によ
 る。
 東祖谷榎尾五五〇の一・五五一の一四・
 五七〇の一（以上三筆について次の図に示
 す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐
 採種を定めぬ。
 3 主伐として伐採をすることが出来る立木
 は、当該立木の所在する市町村に係る市町
 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の
 ものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
 及び樹種 次のとおりとする。
 (二) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、そ
 の図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に
 備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第四十五号
 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給
 等に関する法律（平成十六年法律第四百三十三号）
 以下「法」という。）第十三条の規定に基づき、法
 第八条第一項に規定する指定発給機関である日本
 商工会議所から、同項の規定に基づく発給事務を
 行う事務所の所在地の追加に係る変更の届出が
 あつたので、同法第二十四条第二項第一号の規定
 に基づき公示する。
 平成二十六年三月三日

経済産業大臣 茂木 敏充
 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ
 合衆国との間の協定、経済上の連携に関する日本
 国政府とマレーシア政府との間の協定、戦略的な
 経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間
 の協定、経済上の連携に関する日本国とタイ王国
 との間の協定、経済上の連携に関する日本国とイ
 ンドネシア共和国との間の協定、経済上の連携に
 関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間
 の協定、包括的な経済上の連携に関する日本国及
 び東南アジア諸国連合構成国との間の協定、経済上
 の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間
 の協定、日本国とスイス連邦との間の自由貿易
 及び経済上の連携に関する協定、経済上の連携に
 関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の
 協定、日本国とインド共和国との間の包括的経済
 連携協定及び経済上の連携に関する日本国とペ
 ルー共和国との間の協定に係る法第八十一条に
 基づく発給事務を行う同項に規定する指定発給機
 関である日本商工会議所の事務所の所在地の追加
 に係る変更を次のとおり行う。

一 追加する発給事務を行う事務所の所在地
 北九州市小倉北区紺屋町十三番一号（北九州
 商工会議所内）
 二 変更しようとする年月日
 平成二十六年四月一日

○特許庁告示第四号
 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）
 第七十八条の三の規定に基づき、昭和六十一年九月二十一日特許庁告示第一号（特許庁以外の国際調査
 機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める
 件）の一部を次のように改正する。
 平成二十六年三月三日
 特許庁長官 羽藤 秀雄

第二号中「二十四万六千七百円」を「二十六万七千三百円」に改める。
 附則
 1 この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。
 2 この告示による改正後の規定はこの告示の施行後に特許庁が受理する国際出願について適用し、
 この告示の施行前に特許庁が受理した国際出願については、なお従前の例による。

○特許庁告示第五号
 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）
 第八十条第一号及び第二号の規定に基づき、昭和五十三年九月二十九日特許庁告示第二号（国際事務
 局の口座及び本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。
 平成二十六年三月三日
 特許庁長官 羽藤 秀雄

第二号を次のように改める。
 一 本邦通貨の金額
 1 千三百三十五スイス・フラン
 2 十五万四千八百円
 3 二万五千三百円
 4 百五十スイス・フラン
 5 一万六千六百円
 6 三百五十スイス・フラン
 7 三万四千九百円

附則
 1 この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。
 2 この告示による改正後の規定（第二号3に係る部分を除く。）は、この告示の施行後に特許庁が受
 理する国際出願について適用し、この告示の施行前に特許庁が受理した国際出願については、なお
 従前の例による。
 ○国土交通省告示第七十八号
 国土交通大臣 太田 昭宏
 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）
 以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業
 の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に
 基づき次のとおり告示する。
 なお、起業地の一部について収用又は使用の手
 続が保留されているので、法第三十三条の規定に
 基づきあわせて告示する。
 平成二十六年三月三日

国土交通大臣 太田 昭宏
 第1 起業者の名称 国土交通大臣 太田 昭宏
 第2 事業の種類 一般国道9号改築工事（鳥取
 西道路・鳥取県鳥取市嶋字土居ノ下地内から
 同市青谷町青谷字阿かき地内まで）及びこれ
 に伴う附属工事並びに市道付替工事
 第3 起業地
 1 収用の部分 鳥取県鳥取市嶋字土居ノ下、
 大楠字大所、字白木、字西白木、字下前田、
 字備ヶ谷、字備ヶ谷ノ志、字村土居、字村
 土居ノ一、字後谷及び字上ノ畑、里仁字岩ヶ

谷ノ一、桂見字日焼、字鍋山、字東村土居、
 字水穴、字備ヶ谷、字本谷口、字備ヶ谷、
 字ヶ谷及び字宮ノ谷、高住字牛輪谷、字門塔
 上、字井手添、字平田、字中瀬、字宮ノ谷及
 び字寺谷、良田字小谷田、字山廻り、字平田、
 字口宮ノ谷、字口宮ノ谷西分、字稲場、字
 中道、字牛谷、字口道谷、字口道谷西分、字口
 高瀬谷、字中高瀬谷西分、字高尾ノ二及び字
 高尾、松原字大黒見、字田ノ上、字小興、
 字山根、字中瀬、字中田中及び字上田中、金沢
 字田中、字坂津、字坂津、字坂津山分、字
 中ノ谷山分及び字北ノ谷、福井字坂津、字小
 湯戸、字大湯戸、字猿走ノ一、字中坪湯田、
 字打部、字柿ノ木谷及び字梨子之木谷、内海
 中字國木谷、字下大工谷、字上山田及び字仏
 ノ谷、御熊字細廻り、気高町常松字中井尻、
 字大谷、字庭和光、字富田、字豊隆及び字上
 河原、気高町下坂本字下河原、字清合、字下
 河原、字黒田、字地田、字大將軍、字中瀬、字
 前田、字下榎木及び字四枚畑、気高町日光字

羽藤 秀雄
 十五万四千八百円
 千七百円
 一万三千三百円
 一万六千六百円
 三万四千九百円

平成二十六年四月一日